

平成27年度障害児通所支援における報酬改定の概要（案）

1. 基本報酬の見直し

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける経営における経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。また、主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援センター及び医療型児童発達支援事業所を除く）における基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」について細分化を行う。

基本報酬の単価については、別添資料を参照

2. 地域区分の見直し

国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の手当見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。また、地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直しを行う。

※上乗せ割合については、平成27年度から平成29年度にかけて段階的に引き上げを行い、平成30年度から完全施行。

各サービスの単位数単価は、別添資料を参照

3. 福祉・介護職員処遇改善加算の充実

福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設する。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

【現行】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧) 定量的要件に適合すること。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧) 定量的要件のいずれかに適合しない場合。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧) 定量的要件のいずれにも適合しない場合。



【平成27年4月以降】(案)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)【新設】

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、(新) 定量的要件に適合すること。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)【旧加算(Ⅰ)】

[算定要件] 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧) 定量的要件に適合すること。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)【旧加算(Ⅱ)】

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧) 定量的要件のいずれかに適合しない場合。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)【旧加算(Ⅲ)】

[算定要件] 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧) 定量的要件のいずれにも適合しない場合。

キャリアパス要件とは

- ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

(旧) 定量的要件とは

平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(新) 定量的要件とは

平成27年4月以降、新たに実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

○福祉・介護職員処遇改善加算のサービス別の加算率(平成27年度4月以降(案))

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算	
	(Ⅰ)	(Ⅱ)(注)
児童発達支援	5.6%	3.1%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90/100を算定
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80/100を算定

○福祉・介護職員処遇改善加算の算定方法

当該サービスにかかる総単位数に上記加算率を乗じた単位数。

(例) 児童発達支援を提供し、総単位数が1,000単位で福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の場合
 $1,000 \text{ 単位} \times 3.1\% \times 90/100 = 28 \text{ 単位}$

4. 福祉専門職員配置等加算の見直し

福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

【 現 行 】

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

〔算定要件〕 常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

〔単 位〕 10単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

〔算定要件〕 児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

〔単 位〕 6単位/日



【 平成27年4月以降 】(案)

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【新設】

〔算定要件〕 常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

〔単 位〕 15単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】

〔算定要件〕 常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

〔単 位〕 10単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

〔算定要件〕 児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

〔単 位〕 6単位/日

5. 支援の質の確保

児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合の評価を行う。

対象サービス：児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）

【平成27年4月以降】(案)

児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)(仮称)【新設】

○児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)

定員10人以下	12単位/日
定員11人以上20人以下	8単位/日
定員21人以上	6単位/日

○放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)

*授業終了後に行う場合

定員10人以下	9単位/日
定員11人以上20人以下	6単位/日
定員21人以上	4単位/日

*休業日に行う場合

定員10人以下	12単位/日
定員11人以上20人以下	8単位/日
定員21人以上	6単位/日

6. 指導員加配加算の見直し

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける経営実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直す。

対象サービス: 児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)

【現行】

指導員加配加算

定員10人以下	193単位/日
定員11人以上20人以下	129単位/日
定員21人以上	77単位/日



【平成27年4月以降】(案)

指導員加配加算

*児童指導員等を配置している場合

定員10人以下	195単位/日
定員11人以上20人以下	130単位/日
定員21人以上	78単位/日

*指導員を配置している場合

定員10人以下	183単位/日
定員11人以上20人以下	122単位/日
定員21人以上	73単位/日

7. 家族等に対する相談援助の充実（1）

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直す。あわせて算定可能回数を見直す。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

【現行】

家庭連携加算

- ①障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可。
- ②算定可能回数は4回／月



【平成27年4月以降】（案）

家庭連携加算

- ①障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能。
- ②算定可能回数は2回／月

8. 家族等に対する相談援助の充実（2）

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等へ相談援助を行った場合の評価を行う。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

【平成27年4月以降】（案）

事業所内相談支援加算（仮称）【新設】 35単位／月
※月1回を限度として算定

9. 保育所等との連携の強化

障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画を作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合の評価を行う。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

【平成27年4月以降】（案）

* 障害児が通う保育所や学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合

関係機関連携加算（Ⅰ）（仮称）【新設】 200単位／回

※1年につき1回を限度として算定

* 就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等との連絡調整等を行った場合

関係機関連携加算（Ⅱ）（仮称）【新設】 200単位／回

※各1回を限度として算定

10. 重症心身障害児に対する支援

重症心身障害児については、子育て支援にかかる一般施策による対応が著しく困難であり、また、医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、重症心身障害児に対する延長支援や手厚い人員配置体制で送迎を行う場合について評価を行う。基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」の細分化に伴い児童発達支援管理責任者専任加算においても細分化を行う。

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所）※児童発達管理責任者専任加算については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援事業所を除く

【平成27年4月以降】(案)

延長支援加算

*重症心身障害児の場合

1時間未満	128単位/日
1時間以上2時間未満	192単位/日
2時間以上	256単位/日

送迎加算

*重症心身障害児の場合

片道 37単位/回

※重症心身障害児については基本報酬において送迎を評価していることから、本加算においては送迎に当たり職員を加配している部分を評価

児童発達支援管理責任者専任加算

(児童発達支援(児童発達支援センター除く)、放課後等デイサービス)

*重症心身障害児の場合

5人	410単位/日
6人	342単位/日
7人	293単位/日
8人	256単位/日
9人	228単位/日
10人	205単位/日
11人以上	102単位/日

【新設】

※重症心身障害児以外の障害児における延長支援加算、送迎加算、児童発達管理責任者専任加算の単位数の変更等はありません。

11. 保育機能の充実

医療型児童発達支援において、保育機能の充実を図る観点から、児童指導員又は保育士を加配した場合の評価を行う。

対象サービス：医療型児童発達支援(定員21人以上の事業所)

【平成27年4月以降】(案)

保育職員加配加算(仮称)【新設】 50単位/日

1.2. 保育所等訪問支援の推進

保育所等訪問支援における専門性の高い支援の評価を行うとともに、障害児通所支援利用日との同日利用を可能とするほか、過疎地等の障害児への支援の評価を行う。

【平成27年4月以降】(案)

他の通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定が可能

訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)(仮称)【新設】 375単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定

特別地域加算(仮称)【新設】 (1日につき) +15/100

過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定

1.3. 開所時間減算の見直し

適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合 所定単位数の20%を減算



【平成27年4月以降】(案)

開所時間が4時間未満の場合 所定単位数の30%を減算

開所時間が4時間以上6時間未満の場合 所定単位数の15%を減算

【 註 文 書 名 】
【 著 者 氏 名 】
【 刊 行 年 月 日 】

【 著 者 氏 名 】
【 著 者 職 名 】
【 著 者 職 名 2 】

【 著 者 氏 名 】
【 著 者 職 名 】
【 著 者 職 名 2 】
【 著 者 職 名 3 】
【 著 者 職 名 4 】
【 著 者 職 名 5 】
【 著 者 職 名 6 】

【 著 者 氏 名 】
【 著 者 職 名 】
【 著 者 職 名 2 】

【 著 者 氏 名 】
【 著 者 職 名 】
【 著 者 職 名 2 】

【 著 者 氏 名 】
【 著 者 職 名 】
【 著 者 職 名 2 】
【 著 者 職 名 3 】

基本報酬の単価について(案)

1. 児童発達支援

施設	対象児	定員	(旧) 平成27年3月 提供分まで	(新) 平成27年4月 提供分から
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	972単位	976単位
		(2) 定員31人以上40人以下	913単位	917単位
		(3) 定員41人以上50人以下	854単位	858単位
		(4) 定員51人以上60人以下	797単位	800単位
		(5) 定員61人以上70人以下	776単位	779単位
		(6) 定員71人以上80人以下	756単位	759単位
		(7) 定員81人以上	734単位	737単位
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	1,215単位	1,220単位
		(2) 定員21人以上30人以下	1,069単位	1,073単位
		(3) 定員30人以上40人以下	983単位	987単位
		(4) 定員41人以上	896単位	900単位
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	1,147単位	1,152単位
		(2) 定員16人以上20人以下	870単位	874単位
		(3) 定員21人以上	795単位	798単位
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下	622単位	620単位
		(2) 定員11人以上20人以下	455単位	455単位
		(3) 定員21人以上	366単位	366単位
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	1,599単位	1,608単位
		(2) 定員6人	819単位 (定員6人以上10人以下)	1,347単位
		(3) 定員7人		1,160単位
		(4) 定員8人		1,020単位
		(5) 定員9人		911単位
		(6) 定員10人	824単位	
		(7) 定員11人以上	694単位	699単位

2. 医療型児童発達支援

施設	対象児	(旧) 平成27年3月 提供分まで	(新) 平成27年4月 提供分から
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合	332単位	333単位
	ロ 重症心身障害児の場合	443単位	445単位
指定発達支援医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合	332単位	333単位
	ロ 重症心身障害児の場合	443単位	445単位

3. 放課後等デイサービス

対象児等	定員	(旧) 平成27年3月 提供分まで	(新) 平成27年4月 提供分から
イ(1) 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1) 定員10人以下	482単位	473単位
	(2) 定員11人以上20人以下	362単位	355単位
	(3) 定員21人以上	281単位	276単位
イ(2) 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1) 定員10人以下	622単位	611単位
	(2) 定員11人以上20人以下	455単位	447単位
	(3) 定員21人以上	366単位	359単位
ロ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(1) 定員5人以下	1,320単位	1,329単位
	(2) 定員6人	675単位 (定員6人以上10人以下)	1,112単位
	(3) 定員7人		958単位
	(4) 定員8人		842単位
	(5) 定員9人		751単位
	(6) 定員10人	679単位	
	(7) 定員11人以上	573単位	577単位
ロ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(1) 定員5人以下	1,600単位	1,608単位
	(2) 定員6人	820単位 (定員6人以上10人以下)	1,347単位
	(3) 定員7人		1,160単位
	(4) 定員8人		1,020単位
	(5) 定員9人		911単位
	(6) 定員10人	824単位	
	(7) 定員11人以上	695単位	699単位

4. 保育所等訪問支援

	(旧) 平成27年3月 提供分まで	(新) 平成27年4月 提供分から
保育所等訪問支援給付費	912単位	916単位

5. 障害児相談支援

	(旧) 平成27年3月 提供分まで	(新) 平成27年4月 提供分から
障害児支援利用援助費	1,606単位	1,611単位
継続障害児支援利用援助費	1,306単位	1,310単位

〔各サービスの1単位の単価〕
 <平成27年度>

サービス名	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他
	1級地-1級地 18.00%	2級地-2級地 2級地-3級地 15.00%	3級地-3級地 3級地-4級地 13.00%	3級地-4級地 12.00%	4級地-4級地 4級地-5級地 11.00%	4級地-5級地 10.00%	5級地-5級地 5級地-6級地 8.00%	6級地-6級地 6級地-7級地 7.00%	7級地-7級地 7級地-8級地 6.00%	8級地-8級地 8級地-9級地 5.00%	9級地-9級地 9級地-10級地 4.00%	10級地-10級地 10級地-11級地 3.00%	11級地-11級地 11級地-12級地 2.00%	12級地-12級地 12級地-13級地 1.00%	13級地-13級地 13級地-14級地 0.00%
児童発達支援	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
児童発達支援センターの場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
放課後等デイサービス	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
保育所等訪問支援	11.00円	10.84円	10.73円	10.67円	10.62円	10.56円	10.45円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
知的障害児の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
自閉症児の場合	10.99円	10.83円	10.72円	10.66円	10.61円	10.55円	10.44円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
盲児の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
ろうあ児の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.13円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 当該施設が単独施設の場合	11.16円	10.97円	10.83円	10.77円	10.70円	10.64円	10.52円	10.45円	10.39円	10.32円	10.26円	10.19円	10.13円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
肢体不自由児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
自閉症児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
医療型障害児入所施設 (含:指定発達支援医療 機関)	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
肢体不自由児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
重症心身障害児の場合	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
障害児相談支援	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円

